

～急激な市民生活の変化に対する支援～

## 子育て世帯生活支援特別給付金（国事業）への対応 （ひとり親世帯分）

（予算額：11,010千円）

国が実施する所得が低い子育て世帯への臨時特別給付事業「子育て世帯生活支援特別給付金」として、まずは**ひとり親世帯を対象に児童1人当たり一律5万円**を支給します。

### ● 制度の概要

#### 対象者

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等<sup>※</sup>を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
（児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る。）  
<sup>※</sup> 遺族年金、障害年金、老齢年金、遺族補償など
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

#### 支給額

**児童一人当たり一律5万円**

### ● 申請方法

#### 手続き

- **対象者①の方は申請不要**で受け取れます。  
5月中に児童扶養手当支給口座に振込を予定しています。
- 対象者②③の方は市に各種申請書類<sup>※</sup>の提出が必要です。  
申請の受付は6月からを予定しています。  
申請受付後は、申請内容を確認し支給要件に該当する方に対して可能な限り速やかな振り込みを予定しています。  
<sup>※</sup> 申請に必要な添付書類…給与明細・年金等振込通知書等

※ その他の子育て世帯については、国の通知が発出され次第、あらためて皆様にお知らせいたします。

